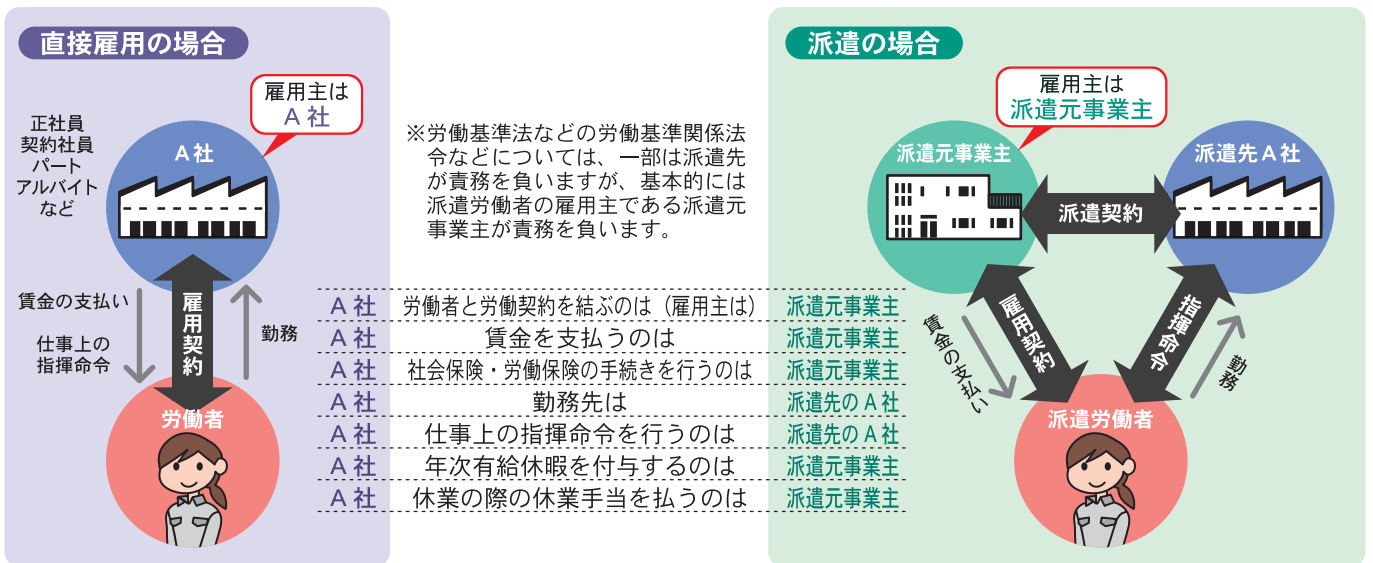


派遣労働者を使用する企業様へ

派遣労働者を使用する上で様々な法律や決まり事があります。細かな疑問や問題については弊社の担当者が対応させていただきますが最低限の注意事項について何点かまとめてみましたので派遣を使用する前に目を通して見て下さい。

●「直接雇用」と「派遣」の違い

人材派遣とは、派遣先・派遣スタッフ・派遣元の三者で構成されています。派遣労働において、指揮命令は派遣先が行います。雇用関係は実際に就労する派遣先ではなく、派遣元と結びます。派遣先は派遣スタッフに指示命令と、雇用管理が必要です。



●派遣できない業務があります

「港湾運送業務」「建設業務」「警備業務」「病院等における医療関係業務」は、派遣が禁止されています。

●多重派遣を、ご存知でしょうか？

「二重派遣」「偽装請負」等の多重派遣は、禁止されています。

